

農林漁業と商工業の連携を通じた地方創生の推進に関する協定書

本協定の締結を証するため、本書を6通作成し、内閣府特命担当大臣（地方創生）立ち会いのもと、甲乙丙丁戊及び立会人がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

全国農業協同組合中央会（以下「甲」という。）、全国森林組合連合会（以下「乙」という。）、全国漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）、全国商工会連合会（以下「丁」という。）及び日本商工会議所（以下「戊」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が地域の実情に配慮しつつ、相互に連携・協力に努め、農林漁業並びに商工業の振興を通じて、豊かで暮らしやすい地域社会をつくり、もって地方創生を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施するものとする。

- (1) 全国の会員組織における相互連携の推進に関すること
- (2) 農林漁業及び商工業の連携並びに6次産業化及び販路開拓、製品開発等の推進に関すること
- (3) 地域資源を活用した産業振興や観光振興など地域経済の発展に関すること
- (4) 地域コミュニティの維持発展など地域社会経済の活性化に関すること
- (5) その他相互に連携協力が必要と認められる事項に関すること

（連携の推進体制）

第3条 本協定に関わる連携を推進させるため、「連携協力推進会議」を設置する。

（協定の継続等）

第4条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとする。

- 2 甲、乙、丙、丁、戊のいずれかから協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。
- 3 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、これを定めるものとする。

平成29年5月19日

甲 東京都千代田区大手町1-3-1
全国農業協同組合中央会

奥野長衛
会長

乙 東京都千代田区内神田1-1-12
全国森林組合連合会

川藤重芳
代表理事長

丙 東京都千代田区内神田1-1-12
全国漁業協同組合連合会

岸宏
代表理事長

丁 東京都千代田区有楽町1-7-1
全国商工会連合会

石澤義文
会長

戊 東京都千代田区丸の内2-5-1
日本商工会議所

三村明夫
会頭

立会人 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府特命担当大臣（地方創生）

山本幸三